

広報

佐那河内

題字:山根玉峰(佐那河内村 第一号名誉村民)

写真:写真家 米津光

2023 July / No.604

7月号

佐那河内村広報誌

令和5年7月15日発行



さち香る 風の谷



6.5 [月曜日]

農業振興と地域貢献に係る協定を締結し、JA 徳島市との連携を強化

地方創生の実現に資するため、本村とJA徳島市相互の連携を強化し、事業推進の強力化や円滑化などを図ることを目的とし、JA徳島市と本村は農業振興と地域貢献に係る協定を締結しました。

農業が主要産業の本村ではありますが、人口の減少も進み、農業後継者・担い手不足はJA徳島市と本村ともに課題となっているため、この協定により一体となって盛り上げていこうとするものです。

また、大震災などにより本村の主要道路が寸断されるなど大きな被害を受けた際には、選果場の建物を被災時の倉庫に使用することや、大型冷蔵庫も救援物資の冷蔵保管庫にするなど防災の拠点として活用することが協定に盛り込まれています。



6.7 [水曜日]

小学校5年生が「ふるさと学習」で田植えに挑戦！

佐那河内小学校5年生が、総合的な学習の時間に田植えに挑戦しました。

農家のみなさんに苗の植え方などを教わりながら、田んぼに1本1本ていねいに植えていきました。

この貴重な機会を通して、お米を作ることの大変さ、そして、毎日食べることができることへの感謝を学ぶことができました。秋には、稲刈り体験をさせていただく予定です。



6.11 [日曜日]

ヤマハジュニアピアノコンクール中四国大会で優秀賞 グランドファイナルに進出

黒田堇さん（佐那河内小学校3年生）が、広島県で開催された第8回ヤマハジュニアピアノコンクール セミファイナル 中四国エリア（A部門）で優秀賞を受賞されました。

現在は、7月24日(月)に東京で開催されるグランドファイナルに出場するため基本を見直して練習に取り組んでいます。

次のコンクールでは「心に響く演奏を届ける」ことをテーマにピアノを演奏します。

日々の練習の成果が発揮できるよう祈っています。



6.12 [月曜日]

待ちに待ったプール学習！

プール開きをしました。

プールでの学習は、小学生も中学生も楽しみにしている学習のひとつです。それぞれの学年の目標に向かって、約1か月間学習に取り組めます。

水の中で体を動かすことに慣れることに加えて、水の事故を防止するためにも大切な学習です。安全対策を行い、楽しく、真剣に学習に取り組んでいます。



6.13 [火曜日]

ジャガイモ掘り

2月につき組とほし組の園児が植えたジャガイモを、現つき組の園児と現小学校1年生の児童が収穫しました。スコップで掘り出したお芋に「これ見て、おっさい!」「赤ちゃんイモ!」と大歓声。

今年は手入れをしたかいもあってか、今までにない収穫量でした。採れた赤ちゃんイモを、早速おやつで食べました。次はお芋パーティ。楽しみだね。



これ見てかわいいでしょ!



おいしいかな?



今年は大豊作でした。

6.17 [土曜日]

小学2年生で日商簿記検定初級に合格!

後藤颯太さん(徳島文理小学校2年生)が、日本商工会議所主催の日商簿記検定初級に合格したとの吉報が届きました。

日商簿記検定受験のきっかけは、兄(春馬さん)と父方の祖父を見てだそうで、「7歳のうちに合格したい」という目標をもって、勉強に取り組み、今回見事達成されました。

小学校4年生のとき2級に合格した兄を超えられるよう頑張っています。「3年生で2級に合格!」が今後の目標だそうです。



6.20 [火曜日]

村立公民館主催「ゲートボール大会」を開催

村立公民館主催のゲートボール大会を桜集会所で開催しました。ゲートボール部のみなさんの3チームと公民館チームで総当たり戦の大会を行い、仁井田の「桜チーム」が優勝、高樋の「高樋チーム」が準優勝という結果でした。好天の下、日頃の練習で磨いた腕と戦略を出し合い、活気のある大会となりました。



6.25 [日曜日]

大川原高原「あじさい園草刈り作業」へのご協力ありがとうございました

あじさいの見ごろを前に、大川原高原あじさい園の草刈り作業を行いました。当日は、公民館役員・運営委員のみなさまをはじめ、村民のみなさま、四電エンジニアリング(株)ならびに(株)ユーラスエナジーホールディングスのみなさまにもご参加をいただき、約70人での作業となりました。

あじさい園は村の誇る観光地のひとつとして、たくさんの方にご協力いただき整備されています。今回もたいへん美しくなりました。ありがとうございました。



海上保安庁職員募集（採用試験のご案内）

海上保安学校学生採用試験（高等学校卒業程度）

※一般海上保安官として海上保安業務に従事します。（一般職）

【受付期間】 令和5年7月18日(火)～7月27日(木)

【試験日】 第一次/令和5年9月24日(日) 第二次/令和5年10月17日(火)～26日(木)



海上保安庁
採用

海上保安大学校学生採用試験

※幹部海上保安官として海上保安業務に従事します。（幹部職）

【受付期間】 令和5年8月24日(木)～9月4日(月)

【試験日】 第一次/令和5年10月28日(土)および29日(日) 第二次/令和5年12月15日(金)

申し込みはインターネットにより行ってください。詳しくは 右上のQRコードより

お問い合わせ：徳島海上保安部管理課 電話 0885-33-2246

議会だより

— 令和5年 第2回（6月）定例会 —

令和5年第2回定例会は、6月8日開会され、令和5年度各会計補正予算案件2件、条例案件2件、人事案件1件、報告案件2件の合わせて7件の審議を行い、原案どおり可決、同意、受理し、6月16日に閉会しました。

現在の取り組み 状況・施政方針

佐那河内村長 岩城 福治

不適切保育への対応

佐那河内保育所で令和3年度に不適切な保育が3事案発生していたことを先月(5月)確認しました。村では、事実確認を完了後、直ちに対象となった児童の保護者に説明と謝罪を行い、保育所を利用されている保護者のみなさまを対象に説明会を開催し、当該事案の内容や再発防止策について説明をしました。

村として大変重く受け止めており、再発防止に全力で取り組むとともに、児童や保護者のみなさまが保育所を安心してご利用いただけるよう信頼の回復に努めます。

本件の関係者は、すでに村の規定に基づき処分を行っていますが、職員を管理監督する責任がある村長、副村長については、それぞれ3か月の減給とする議案を本議会に提出しています。

ご迷惑とご心配をおかけしたことに改めておわびを申し上げます。

新型コロナウイルス 感染症対策

村では徳島市内の指定医療機関4か所にて、65歳以上の高齢者などを対象としたワクチン接種を5月下旬から7月下旬まで実施しています。接種予約は、これまでと比べると少ない状況ですが、今後の流行に備えるとともに感染した場合の重症化を

予防するため、接種の対象となるみなさまにワクチン接種についてご検討いただけるよう周知に努めます。

物価高騰対策

児童1人あたり5万円の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を6月下旬までに対象となる世帯にお届けし、経済的支援を行います。

村独自の経済対策として、施設園芸事業者を対象とした燃油価格高騰緊急対策支援事業や、多量の燃料を使用する中小企業を対象とした燃料費等高騰対策支援事業を実施していて、制度を利用した人からは、喜びの声を聞いています。

国の交付金を活用し、住民税非課税世帯等へ1世帯当たり3万円を支給する物価高騰対策給付金の予算を今定例会に提出しています。

村の主要事業

①「しごと・雇用を創出する」

6月5日にJ A徳島市と農業振興と地域貢献に係る協定を締結しました。情報共有や意見交換を行いながら農業指導や協議会の運営などの事業を推進し、災害時にはJ A徳島市が所有する倉庫などを食料備蓄に活用するなど、村全体を盛り上げていこうとするものです。今後とも民間のみなさまと団結し、農業の振興に取り組みます。

佐那のいちご塾生については、現在第2期塾生を迎える準備を進めていて、作業体験や関係者との交流を行うお試し地域おこしを5月に実施したとこ

ろ、県内外から8人に参加いただきました。

さくらもいちごを次世代に継承するため、佐那のいちご塾生をはじめ、高設栽培の実証実験やスマート農業の導入、栽培技術のマニュアル化などさまざまな取り組みを行うことで、さくらもいちごの担い手の増加につなげ、産地の強靱化を図ります。

②「新しいひとの流れをつくる」

5月10日に次世代高度技術を用いる地方創生に向けた連携協定を締結した企業3社と共同で、新スマート物流実装事業として来月契約を締結し、佐那河内村多目的地域交流施設を拠点として本年10月ころから運用を開始することになりました。

本事業では、ドローンを用いて、共同配送サービスや買物代行サービス、農作物の出荷代行、防災および発災時の物資輸送などを実装することで、村の課題などを解決するための手法を検討し、村民のみなさまの利便性を確保していきます。

6月7日に第1回佐那河内大川原高原ヒルクライム実行委員会が開催され、11月19日(日)に中央運動公園をメイン会場として全国から約250人が参加することなどが決定しました。

村のPRはもとより地域産業の活性化、交流人口の拡大につなげていきます。

③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

図書館の蔵書の大幅な充実を行うとともに、村役場の多目的スペースに図書コーナーを設置し、貸し出しも行っています。

乳児と保護者に読み聞かせを行い、絵本をプレゼントするブックスタートを10月と来年2月に実施します。今後とも図書館の魅力を向上し、村民のみなさまの生涯学習の支援に取り組めます。

部活動の地域移行については、休部中の中学校バレーボール部に代わり、地域バレーボールクラブ佐那河内VCが設立され、本年4月から活動を開始しています。

④「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

さなごうち新ものがたり創出事業の取り組みでは、本県に関する人文科学・自然科学などの分野で調査、研究を行う学術団体阿波学会と、4月26日に総合学術調査に向けた協定書を締結し、今年度から2年間、本村の調査を行うことが決定しました。8月5日には総合学術調査の結団式が開催され、9月上旬まで学会の調査班が村の調査を集中して行う予定です。

山根玉峰先生の作品展を、8月9日から9月1日まで村民ホールなどで開催する予定です。

村では、さなごうち新ものがたり創出事業の取り組みを通じて村の魅力を再発見していただけるよう、子や孫世代へとつなぐ新しい村づくりプロジェクトを推進していきます。

補正予算案件

議案第40号 令和5年度佐那河内村一般会計補正予算(第2号)について

既定の歳入歳出予算の総額を7,604万円増額し、予算総額を30億896万円とするもの。

新スマート物流実装業務委託料、物価高騰対策給付金、測量設計委託料や修繕料などを増額するもの。

議案第41号 令和5年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

既定の歳入歳出予算の総額を

800万円増額し、予算総額を3億9,000万円とするもの。

条例案件

議案第42号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症に関する「防疫等作業手当の特例」の規定を削るもの。

議案第43号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

村長・副村長の給料月額を減じる率を定める改正を行うもの。

人事案件

議案第44号 佐那河内村農業委員会委員の任命について

農業委員会委員の任命について、議会の同意を求めるもの。

報告

報告第1号 令和4年度佐那河内村一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和4年度会計に係る繰越計算書を報告するもの。

報告第2号 令和4年度佐那河内村一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、令和4年度会計に係る繰越計算書を報告するもの。

一般質問

井開 一文 議員

1. 佐那河内村における高齢者福祉について

質 ①高齢者を取り巻く現状と課題をどのように認識されているか。

②健康づくりと介護予防の推進について、どのように考える

か。

③基準介護保険料の考え方について。

答 ①ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、核家族化の進行や家族による介護機能の低下などにより、医療や介護に対する需要は今後ますます高まっていくものと考えています。高齢者福祉における最も重要な課題は、高齢者がより長く医療や介護を必要とせず、元気で過ごせるように健康寿命を延ばす施策を推進していくことであると認識をしています。

高齢者が健康を維持するためには、要介護状態に至る前段階として位置づけられるフレイルの予防が重要であり、高齢者一人ひとりの状況の把握に努め、フレイルを早期発見し、適切な支援を行いたいと考えています。

②いきいき体操教室や健康料理教室、脳若トレーニング教室などの通いの場を開催し、高齢者の自立支援や重度化防止に取り組んでいます。

また、高齢者の健康づくりについては、国において令和2年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施という新たな制度を設け、村においても今年度から取り組みを始めたところです。

後期高齢者の病気の悪化を未然に防ぎ、健康寿命を延伸し、結果として医療費や介護給付費を増大させないことが、高齢者のみならず、全世代の負担軽減につながるものと考えています。今後とも健康寿命の延伸と生活の質の向上に向け、村の健康部門や介護部門、地域の関係機関との連携により、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、高齢者の健康づくりと介護予防に取り組んでいきたいと考えています。

③村の第8期介護保険事業計画については、今年度が計画期間の最終年度となっていて、今年度中に、令和6年度から令和8年度の3か年を計画期間とす

る、第9期介護保険事業計画を策定する予定です。介護保険の第1号被保険者の保険料は、介護保険事業計画の計画期間3年間の介護保険の運営に必要な介護サービス料や介護給付費、被保険者数などの見込みを基に算出し、1人当たりの平均的な基準額を決定します。

次期計画の介護保険基準額の見込みについては今後の作業となるため、現時点で申し上げることはできませんが、国県からの情報や他の市町村の動向などを注視し、適切に計画の策定を進めていきたいと考えています。

平岡 淳 議員

1. 令和5年の第一回定例会における答弁について

質 ①中尾谷地区の質問に対して「意図が図りかねる」とは、どういう意味なのか。(第1回宅地造成実施することを決定した一人としてご理解賛同していると思った…村長答弁)

②ジビエ処理加工の際にも周辺住民の理解を得られたとの説明があったが、果たして実際はどうであったのか。

③①②のような真実と異なる答弁は議会軽視ではないのか。

答 ①平成31年第1回の本村定例会において事業内容をご説明し、全議員に予算をお認めいただいたことから、平岡議員も事業内容をご理解いただいた上で賛同いただいていると認識していたものの、今年3月の段階で、中尾谷地区が適地であったのかというご質問をいただいたことについて「意図が図りかねる」と発言した旨、村長自らが答弁の中で説明しています。なお、本答弁において、村長は中尾谷地区は適地であったとの見解もお示ししています。

②令和5年第1回定例会での平岡議員はじめ議員のみなさまからの一般質問において、ジビエ処理加工施設に関するご質問

はいただいております、よってそれに関する答弁も行っていませんので、今回議員がご指摘いただいているような説明は、理事者として行っていません。

③議員からいただいたご質問に真摯にお答えするとともに、詳細な説明を行うよう心がけているところです。また、答弁する内容についても、真実と異なる答弁は一切行っておらず、真実をお伝えしているという確信があります。

今後においても、事実を基に誠意を込めて議員のみなさまのご質問に向き合うことで、真実と異なる答弁というような誤解を招くことのないよう誠心誠意努力します。

2. 課の編成について

質 ①企画課の観光、鳥獣害対策は順調に推移しているのか。

②他の自治体の企画課と違う仕事をしている意図は。

③もう一度、取り組みを見直したらどうか。

答 ①観光事業については、令和4年度に「つくる高原プロジェクト」において、今後の大川原高原の新たな観光施策のあり方を探るために実証実験を行いました。

その結果、検討委員会からの提言により、ヒルトップハウスの2階トイレの洋式化の修繕、1階トイレのバリアフリー化について、令和5年度に予算化されたところです。現在、シーズン終了後に、工事に取りかけられるよう準備をしています。

また、観光の主要事業である佐那河内村大川原高原ヒルクライムについては、6月7日に実行委員会を設立し、実施に向け本格的に動き出しています。7月2日には、大川原高原あじさい市主催で4年ぶりにあじさい祭りを行う予定であり、企画政策課もお手伝いをする予定です。

昨年度より企画政策課所管と

なった鳥獣害対策事業について、主要事業であるジビエ処理加工施設は、4月以降地元住民との話し合いを行い、施設建設に向け努力したところですが、令和5年度においては見送ることとなりました。しかし、住民のみなさまも必要な施設と認識されていますので、今後も新たな候補地を模索していきたいと考えています。

有害鳥獣捕獲については、4月17日から7月9日まで有害鳥獣駆除班員に許可を出し、捕獲を依頼しているところです。おおよそ昨年並みの捕獲ができていたものと考えています。

令和5年度の電牧機購入事業については3件の申請があり、今年度から補助対象となった防護柵購入補助事業については、3件の実績が上がっています。

以上のように、観光、鳥獣害対策について極めて順調に推移しているところであり、議員にはご心配いただき、誠にありがとうございました。

②有害鳥獣対策と人口減少対策の双方に有効な一石二鳥の効果を持っていて、これまで行っていた鳥獣害対策と移住などの地方創生を融合する取り組みであることから、地方創生を所管する企画政策課が業務を推進することで、大きな効果が見込まれるものと考え、事務分掌を決定したものです。

観光や鳥獣害対策を推進するにあたっては、産業や農業を所管する産業環境課との連携は必須であり、両課が十分に連携をとりながら、本村ならではの組織編成のもと、他の自治体に先駆けた事業を行うことで、本村の将来の発展に向け、役場全体が一丸となって取り組んでいきたいと考えています。

③課の編成については、村民のみなさまのニーズや時代の流れなどに呼応して、村役場の組織が柔軟に対応することが求められています。今回の観光や鳥獣害対策の所管変更につきましてもそのような視点から編成し

たものであり、今後も必要があれば組織の変更を行っていきたいと考えています。

しかし、観光や鳥獣害対策については、本年4月に新たな組織でスタートを切ったばかりで、順調に成果を上げていることから、現時点での見直しは行わず、現体制にて引き続き業務にあたりたいと考えています。

3. 不適切保育に対する処分について

質 ①今回の処分は、村長の判断によるといふのが本当なのか。

②懲戒審査委員会を通さないのはなぜか。

③過去における事例と比して適当なのか。

答 ①不適切保育に係る懲戒処分を行うにあたっては、事実関係を確認するため、同室で勤務する保育士からの聞き取り調査、他の組の保育士からの聞き取り調査を行うとともに、特に非違行為を行ったとされる職員からは、複数回にわたり行為の内容、原因や理由などの事実確認のほか、弁明の機会を設けるなど、事実関係の把握に加え、処分の可否および内容についても審査を行った結果を村長に報告しました。処分の決定権者である村長は、こうした報告を基に懲戒処分を判断、決定しました。

②このたびの不適切な保育においては、2年近く前の事案で、記憶などが不鮮明である可能性があること、複数の内容にわたる指摘があったこと、聞き取りが必要な職員が少なくとも12人にもおよぶこと、保育業務への影響を考慮しながらの調査となることから、相当の時間を要することが見込まれる一方で、速やかな事実関係の把握および確認、安全・安心な保育環境の早期確保が求められていることを踏まえ、懲戒審査委員会委員に選任候補に含まれる副村長、関係課長を中心に弁護士の助言を

いただきながら事実関係の聞き取り、確認の調査、審査を進めました。

しかしながら、平岡議員からのご指摘もあり、改めて関係規定を見直したところ、懲戒審査委員会が開催されていないことにより、正式な手続きが踏まれていないことから、6月13日にすでに行った懲戒処分を取り消した上で、改めて懲戒審査委員会を行い、その結果を村長に報告し懲戒処分を決定しました。

当事者の職員、また、関係者のみなさまには正式な手続きが踏まれていないことにより、ご迷惑とご心配をおかけしたことに対しておわび申し上げます。今後、法令、条例などを遵守し業務を進めてまいります。このたびは大変申し訳ありませんでした。

③懲戒処分の決定については、佐那河内村職員の懲戒処分に関する規定第2条に規定の別表非違行為の種類に応じ、同表に掲げる標準的な懲戒処分の基準に基づき決定しました。

具体的には、このたびの事案については、非違行為の種類に該当する項目がないため、第7条の規定により当該行為に類似する非違行為に応じた懲戒処分に準じて、当該非違行為に応じた懲戒処分を行うものとするとの規定から、別表の非違行為の種類に応じた同表に掲げる標準的な懲戒処分の基準の一般服務関係の中の職場内秩序を乱す行為の中の他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合に類似するものとして、基準とされている処分から決定しました。

藤本 忠 議員

1. 危機管理体制について

質 ①ヘリポートについて
②有事の時の即時対応について

答 ①庁舎移転後1年余りが経過し、ヘリポートのこれまでの運用を通して課題がいくつか出てきていますし、村民からも種々のご意見をいただいておりますので、参考にさせていただき、改善すべきところは改善し、これまでよりも安全・安心、確実な運用ができるよう努めます。

②近年、大雨や地震などによる自然災害のほか、猛威を奮った新型コロナウイルス感染症などの感染症、北朝鮮による弾道ミサイルの発射など、有事といえども多種多様化しています。今後起こり得るであろう有事から村民の安全・安心を確保するため、村としても、村内各種団体等との連携を密にするなどのほか、村所有の物資および資機材、備蓄品の整備、点検、村民のみなさまに対しては、食料などの備蓄品や防災グッズの準備、確認を促すなどの啓発活動も併せて進めます。

2. スポーツの推進について

質 ①スポーツ指導者の現状について

答 ①近年スポーツに対する価値観の多様化や変化、ハラスメントなどの全国的な発生に伴い、令和2年度より、指導者に対して日本スポーツ協会認定の指導者資格の保有が義務づけられました。これに伴い、村内においては22人が指導者資格を取得され、主にスポーツ少年団の陸上部、野球部、サッカー部、バレー部の4団体の指導にあたっていただいています。しかし、今後の指導者の高齢化や運動部活動の地域移行の動きが進むことを考えると、優れた指導者の確保がさらに課題となることが予想されます。また、専門資格を取得する費用として約3万円、4年ごとに資格を更新する費用として1万円が必要であり、そのことから指導者の金銭的な負担も課題となっています。

そこで、本村では指導者の資

格取得と更新の際の補助金を整備し、指導者の確保と指導力向上への支援を行っています。

今後も本村スポーツの推進のために、関係団体と密に連携を図りながら、スポーツ団体や指導者の声に耳を傾け、さまざまな課題を洗い出し、対策を講じるとともに、指導者支援制度のさらなる工夫にも努めるなど、さらなる指導者の確保と拡充に努めたいと考えています。

森下 嘉文 議員

1. カーブミラーの設置について

質 ①現状のカーブミラーの設置状況と設置基準について伺いたい。

②本村としてカーブミラーの設置を今後どのように考えているのか。

答 ①設置基準については、要望箇所では直接目視の安全確認が可能かどうか、現地調査をして、設置の可否を判断しています。また、カーブミラーの死角に起因する歩行者や自転車の巻き込み事故も増えている現状も見受けられます。そのため、現在カーブミラーの設置要望については、維持管理費用の増大に加え、設置したことによるデメリットもことから、道路幅員、勾配、カーブの大きさなどを総合的に判断し設置を行っています。

②基本的には村民のみなさまの要望に応じて現地を調査し、慎重に検討した結果、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認した上で設置を検討しています。そのため、直接目視での安全確認が可能な箇所については、設置のご要望に沿えないことがあります。また、自動車だけでなく歩行者などの安全も優先としていて、直接目視が困難な場合でも、通学路や高齢者施設などが付近にある道路には、設置による歩行者などへの危険性を重視し、設置を見

送る場合があります。しかし、設置できないと判断した場合でも、運転者へ注意を促す代替案として、十字などの交差点マークや白線などの路面標示を検討させていただく場合もあります。

今後も、カーブミラーの設置については、現地を調査し、慎重に判断すること、また、要望に沿えない場合は代替案の検討を行いますので、ご理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 本村の河川管理について

質 ①村内における河川の危険箇所、堆積土砂の状況について伺いたい。

②河川の土砂撤去および改修、清掃に関して、どう取り組むのか。

③河川を利用して子どもが多く集まり、遊ぶ公園などを考えているのか。

答 ①甚大な災害をもたらす台風や豪雨、さらには線状降水帯の発生が今後いつ接近、または直撃してもおかしくないことから県へ河川護岸の未改修箇所の整備や浸水被害が予想される河川の堆積土砂の撤去を増水時の川の状況確認や冠水箇所を確認して、要望時の箇所づけや順位づけを行い、あらゆる機会を捉えて積極的に要望を行っていきたくと考えています。

②県の意向を踏まえた河川護岸の未改修箇所の整備や浸水被害が予想される河川の堆積土砂の撤去箇所の要望、また、村の一般廃棄物処理基本計画に基づいた一般廃棄物の抑制、再利用および適正処理に関して、関係機関と連携しながら啓発を行っていきたくと考えています。

③整備に適した箇所やご要望の箇所がありましたら、まずは現場を確認し、それから県の河川改修計画の有無や各種法令への対応、財政問題など、多岐にわたる課題について協議を重ねるなど、さまざまな可能性を検

討していきたくと考えています。

岡本 和幸 議員

1. 地域おこし協力隊の住居について

質 ①今年度、募集している地域おこし協力隊の住居は確保できているのか。また、来年以降の募集についてもめどがたっているのか。

②今後新しく住宅・空き家などが確保できた場合、移住希望者と地域おこし協力隊のどちらを優先するのか。

答 ①現在地域おこし協力隊のための住居として、空き家バンクに登録の3件と企画政策課で確保している1件の合計4件の物件を確保しています。

来年度以降の募集についてもめどが立っているのかということですが、村の今後の地域おこし協力隊の募集の計画では、年間最高5人になる予定です。この5人の計画は、住居などの条件が整った場合に採用することができる最大の人数であり、さらには、地域おこし協力隊員としての任期が終えられた人に向けても、空き家の確保は必須であると考えています。このようなことから、今後とも移住交流支援センターと協力をしながら、物件の確保に向け積極的に取り組んでいきたくと考えています。

②現状は移住希望者の借り受け希望に対して貸し出しができる物件のストックがほとんどない状態が続いているので、そのような中で移住希望者、地域おこし協力隊のどちらを優先するというものではありませんが、今後新しく住宅、空き家などが確保できた場合は、十分にバランスを見極めながら、できるだけ多くの移住希望者の希望に沿えるように対応をしていきたくと考えています。

1. 保育所の門扉・通路の改修等について

質 ①今年度に門扉・通路の改修をする計画となっているが、具体的な計画が知らされていない。どうなっているのか。

②乳幼児の使用済みオムツの保育所処理の件は、どうなっているのか。

答 ①令和5年度の当初予算に施設改修工事に係る設計業務委託料の予算を計上させていただいています。

令和5年度もはや2か月を経過しましたが、現在のところ設計業務を発注するまで至っていないのが現状です。今後早期に設計業務が発注できるよう進めていきたいと考えています。

②施設での処分を実施する方針のもと、最適な紙オムツの保管用ボックスの設置場所について、限られた施設内で衛生的な面や保育士、収集事業者の負担への配慮などの面から検討を重ねているところです。

保護者の負担軽減を図る観点から、紙オムツの施設での処分についても、早期の実施に向け、進めていきたいと考えています。

2. 漬物製造・販売について

質 ①食品衛生法改正に伴い、漬物を製造販売する場合、営業許可が必要となっている。営業許可を取得するためには施設基準に合った製造専用の場所が必要となる。このままでは、村内の各種団体の漬物が製造販売できなくなるが、どう思うのか。そしてどう対処するのか。

答 ①まずは村内の製造・販売グループなどから現状を把握し、現在何が不足し、これから何が必要なのかを十分相談するとともに、「食業工房さなごうち」の加工施設のひとつがこの食品衛生法の改正に対応した施設

として営業許可を受けることが可能か、研究します。今後とも村の食や生産者の生きがいなどを守るため、関係団体と相談しながら、漬物をはじめとした地場産品の振興を推進していきたいと思えます。

3. 英語教育のその先について

質 ①現在の英語教育の成果はどうか。

②この先、こういった形で村の未来につなげるか。

③人口減少・少子高齢化が進む中、「英語教育」をその対策に充てられないか。

答 ①本村の児童・生徒は英語に対するアレルギーや壁がなく、学校に訪れる留学生や外国の人に英語で自然に話しかける姿や、英語を使って他の学年と積極的に交流する姿が見られます。村が高い目標に向かって施策を講じ、また、学校が村と連携して充実した英語教育を小学校1年生から継続的に積み上げてきた努力の結果であると思えます。今後も佐那河内ならではの豊かで充実した教育環境を維持し、英語教育を継続していきたいと思えます。

②今後も質の高い英語教育を継続するとともに、ふるさと学習やICT教育と効果的に関連づけながら、確かな英語力とグローバルな視点、ICT活用能力、ふるさとに貢献する心を育て、未来の村につながるよう人材の育成に尽力していきます。

③移住を希望される人が移住地を検討する過程においては、住宅や環境、自然、雇用などを含めてさまざまな条件が判断材料となり、総合的に決断されることが予想されます。子育て世帯においても同様であり、数多い条件の中のひとつに教育が挙げられると思えます。そのため、人口減少・少子高齢化が進む中で、その対策として英語教育が直接の効果をあげるといえることには困難な面が多いと考えてい

ますが、本村ならではの特色と魅力ある英語教育をはじめ、質の高い小中一貫教育を今後もしっかりと継続し、維持することにより、本村の教育のよさを村内外に発信しながら、これからも工夫しさまざまな可能性を探っていきたいと思えます。

4. 多目的交流施設について

質 ①施設への企業誘致については、どうなっているのか。

②今後の展開をどう考えているのか。

答 ①現在、多目的地域交流施設2階オフィスフロアを活用いただける企業と条件面などについて協議中であり、7月中旬の契約、10月までの事務所開所をめざして手続きを進めているところです。

なお、この企業と業務委託契約を締結することで、まずは本村の買い物に関する課題、物流に関する課題が健全化する前に取り組み、生活利便性の維持を図るとともに、さらには防災や福祉、経済に関する本村の課題について洗い出すことにつながるものと期待しているところです。

②現在多目的地域交流施設については、有事の際の避難所環境の整備のため、多目的スペースへの固定式エアコン、発電機の導入を6月末をめどに完了する予定です。また、多目的地域交流施設1階については、年度内に交流室の壁およびブラインド、シャワースペース内脱衣室の改修を実施し、避難所としての機能を強化します。そのほかには、今年度倉庫と多目的スペースおよび備蓄倉庫の整備を進めるほか、引き続き1階は平時にはイベントの開催や合宿の場として活用いただけるよう、多方面にアプローチするとともに、今回活用いただける企業については、ドローンを活用した新スマート物流事業を中心に、買い物代行サービスやその他、

村における地域課題の解決のための事業を展開していく計画です。

5. 次期村長選挙について

質 ①岩城村長にとって3期目の村長選挙が、10月に控え

ているが、どうされるのか明言頂きたい。

答 ①先日の徳島新聞に報道がありました。次期村長選挙に立候補しまして、今後とも引き続き諸問題の解決、先人が築き上げてきた千年続く佐那河

内村の維持、発展に全身全霊で取り組ませていただきたいと思います。

議会議員のみなさまをはじめ村民のみなさまには、これまで以上のご理解、ご支援、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

議会行事出席報告

〈 〉 場所・() 出席者

- 6月2日 議員協議会〈議員室〉(全議員)
全員協議会〈役場〉(全議員)
- 5日 小松島市議会議長・副議長就任挨拶訪問来庁〈議長室〉(瀧倉議長・森下副議長)
- 7日 さなごうち大川原高原ヒルクライム実行委員会設立会〈役場〉(瀧倉議長)
- 8日 第2回佐那河内村議会定例会 開会・議案審議〈議場ほか〉(全議員)
- 9日 県知事へ要望活動〈県庁〉(瀧倉議長・森下副議長)
- 12日 保育所・学校など訪問〈保育所・小中学校〉(全議員)
- 15日 第2回佐那河内村議会定例会 一般質問〈議場〉(全議員)
- 16日 第2回佐那河内村議会定例会 表決・閉会〈議場〉(全議員)
- 23日 例月出納検査〈監査室〉(前河監査委員・井開監査委員)
- 28日 徳島県議会議長会臨時総会〈ホテル千秋閣〉(瀧倉議長)

「駅前労働相談会」を開催

解雇や賃金未払、パワハラ、配転拒否などの労使間トラブルについて、徳島県労働委員会委員が解決のためのアドバイスをします。

と き：令和5年7月23日(日)

午後1時から午後4時30分まで (受付は午後0時45分から午後4時まで)

ところ：シビックセンター (アミコビル4階)

相談料：無料

申し込み：事前予約優先 (7月21日(金)午後3時まで)

電話 621-3234

FAX 621-2889



▲相談申し込み



▲Facebook

お問い合わせ：徳島県労働委員会事務局 電話 621-3234 FAX 621-2889



サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ3,000万円

(1等2千万円・前後賞各5百万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月4日(火) 2種類同時発売!

発売期間 7/4(火)~8/4(金)

抽せん日 8/18(金)

公益財団法人徳島県市町村振興協会

各1枚 300円

地震防災対策の現状調査に係る住民アンケート

地震防災対策では、減災目標の達成をめざし、地域の特性に応じて対策が進められているところです。この度、内閣府では今後の防災対策に向けて、みなさまの声を反映させるため避難意識などに関する調査を実施します。1人でも多くの人にご回答いただきたく、ぜひご意見お聞かせください。お忙しい中大変恐縮ではございますが、ご協力よろしくお祈いします。

● 回答フォームURL : <https://en.surece.co.jp/kaiko2023/>

● 実施期間 : 7月1日~8月31日 (終了予定)

● 回答の際、以下の点にご注意ください。

- ・ 回答は1人1回限りとなります。
- ・ 回答の途中で回答状況を一時保存することはできません。
- ・ 選択式の設問は該当する選択肢をチェックしてください。また、記述式の設問は可能な限り具体的にご回答ください。
- ・ お答えいただいた内容は、個人が特定できないようとりまとめた後、今後の防災対策の検討に活用させていただきます。



回答フォーム

お問い合わせ : 「地震防災対策の現状調査に係る住民アンケート」担当 電話 03-3501-6996

刑務官採用

● 令和5年度刑務官採用試験 (高等学校卒業程度ですが、大学卒も受験できます。)

- ・ 刑務Aおよび刑務A (武道) : 平成6年4月2日から平成18年4月1日生まれの男子
- ・ 刑務Bおよび刑務B (武道) : 平成6年4月2日から平成18年4月1日生まれの女子
- ・ 刑務A (社会人) : 昭和58年4月2日から平成6年4月1日生まれの男子
- ・ 刑務B (社会人) : 昭和58年4月2日から平成6年4月1日生まれの女子

● 申込み受付期間 7月18日(火)9:00~7月27日(木)【受信有効】

● 申込方法 : インターネットにより行ってください。

● 第一次試験日 : 9月17日(日)

● 第一次試験合格者発表日 : 10月11日(水) 9:00

刑務官は、刑務所、少年刑務所または拘置所に勤務し、被収容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うとともに、刑務所などの保安警備の任にあたる国家公務員です。

詳細は、国家公務員試験採用情報NAVI (<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>) または、法務省 (<http://www.moj.go.jp/>) 公式ホームページを参照ください。

お問い合わせ : 徳島刑務所庶務課人事係 電話 644-0111 (平日 午前8時30分~午後5時)



法務省矯正職員
採用広報

救急搬送なんでもQ&A



熱中症に要注意

Q1. 熱中症って？

A

熱中症は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもってしまうことです。

Q2. 原因は？

A

大きく分けて次の3つがあります。

①体温の上昇 ②脱水 ③ミネラル（特に塩分）の欠乏

Q3. 症状は？

A

程度によって次のような症状が現れます。

I度（軽症）：めまい、立ちくらみ、生あくび、大量発汗、筋肉痛・けいれん

II度（中等症）：頭痛、嘔吐、だるさ、脱力感、集中力の低下

III度（重症）：意識障害、全身けいれん、高体温

Q4. 処置は？

A

I度（軽症）：①涼しい場所へ避難 ②体を冷やす（首、脇の下、太もものつけ根などを重点的に）③意識障害がなければ水分補給を促す。

II度（中等症）：上記処置に加え、医療機関の受診が必要

III度（重症）：速やかに救急車を要請する。

Q5. 予防は？

A

①暑さに慣れるようにしましょう。

②室温をこまめにチェックし、エアコンを使って適正温度に調整しましょう。

③熱中症警戒アラートなどの情報に注意し、アラート発表中は次のような行動をとりましょう。

・不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコンなどを使用する。

・高齢者、子ども、障がい者などに対して声かけをする。

・暑さ指数（WBGT）に応じて、エアコンなどが設置されていない屋内外での運動は原則中止する。

・のどが渇く前にこまめに水分補給する。

お問い合わせ ● 佐那河内村消防センター

農業者年金に加入しよう

加入要件は3つだけ

60才未満

国民年金
第一号
被保険者

国民年金保険料納付免除者除く

年間60日以上
農業に従事

加入のメリット

- 保険料の全額を社会保険料控除できるなど、税制面で大きな優遇措置があります。
- 終身年金で80歳までに亡くなった場合、死亡一時金がもらえます。
- 掛金に運用利益を加えて将来年金として受けとれます。〈積立方式〉

年金資金の運用実績

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
修正総合利回り(%)	+3.27	-4.73	-9.25	+9.14	-0.06	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78	-0.69	+3.26	+4.75	+1.70	-2.10	+10.82	-2.30	-1.0

平均運用利回り 年率で+2.74%

※運用益は非課税

◆◆◆通常加入の場合◆◆◆

- 掛金月額2万円～6万7千円まで選べます。
- 1ヶ月からでも加入できます。

◆◆◆政策支援加入の場合◆◆◆ 要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定新規就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者(※)	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者(※)	6,000円 (3割)	—

〈政策支援加入要件〉

- 20年の納付。
- 農業所得900万円以下。
- 左記の区分1～5のいずれかに該当する人。

* 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

※後継者：経営主の直系卑属である必要があります。

お問い合わせ ● 産業環境課

農地所有者のみなさまへ

農地パトロール(農地利用状況調査)・遊休農地調査を実施します

佐那河内村農業委員会では、優良農地を守るため、8月に村内の農地パトロール(利用状況調査)を実施しています。この調査は、農地法第30条に基づくものです。また、遊休農地調査も同時に実施しています。農業委員が村内の農地を巡回して、農地を有効に利用しているか調査

し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止に取り組んでいます。違反転用や遊休農地が確認された場合、管理指導などを行います。農業委員などが農地に立ち入って調査を行う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農地の適正な管理をお願いします

遊休農地・荒廃農地は火事や病害虫の発生、鳥獣害、不法投棄などの原因になり、近隣への悪影響をおよぼしかねません。

また、農地法では、「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正か

つ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と農地の権利を有する者の責務規定が設けられています。

除草、病害虫駆除などの農地の適正な管理をお願いします。

農地の賃借料情報について

令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっています。

① 田(水稲)の部

締結(公告)された地域名		権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	基盤整備地域	賃貸借	8,900	15,000	5,700	7
		使用貸借				8
	未整備地域	賃貸借	12,200	15,000	7,100	6
		使用貸借				4

② 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名		権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	基盤整備地域	賃貸借	8,900	12,300	6,200	11
		使用貸借				7
	未整備地域	賃貸借	8,600	12,000	6,600	6
		使用貸借				2

③ 畑(樹園地)の部

締結(公告)された地域名		権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域		賃貸借	15,900	20,000	9,500	17
		使用貸借				32

※使用貸借……無償での賃借

データ提供について

- 1) データ数は、集計に用いた筆数である。ただし、平均額を算出するうえで、例外的に突出した金額設定の賃借分は除くため、最高額・最低額・データ数のいずれも突出額を除いた数値にしている。
- 2) 賃借料を物納支給(水稲)としている場合は、30kg当たり5,000円に換算している。
- 3) 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- 4) 施設(ハウスなど)の賃借料は含まない。
- 5) 水稲、普通畑、樹園地の基準については、登記地目ではなく、主となる作物で判断している。

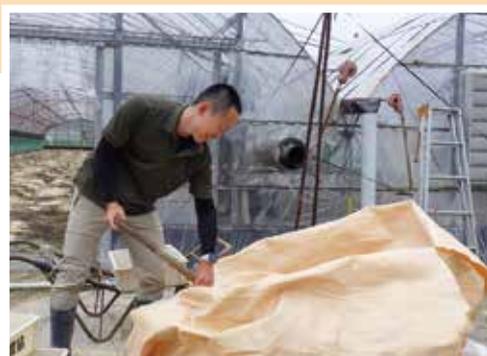


お問い合わせ ● 産業環境課

■ 地域おこし協力隊 中村 賢一郎さん

地域おこし協力隊 佐那のいちご塾生の中村です。徳島も梅雨入りし、週間天気予報を見ても傘マークが多い時期ですね。家のあまどいが壊れているところもあるので、晴れ間の際に修理しようとは考えているもののなかなか予定が立ちません。

この時期の作業はハウス内の土壌消毒の準備などで、大量の有機物を土に混ぜ込むのですが、それが実に大変です。米ぬかやそば殻のように簡単にばらまくことができる作業もあれば、圧縮された20キログラムほどの植物カスの塊をしっかりとほぐし、40メートル以上もある畝の端から端まである程度均等に敷き



込む作業は常に中腰です。腰だけに負担がかかり過ぎないように全身での動作方法を考えながら作業をしています。

次期苗の育苗ではランナーの株分けをさせて頂いています。次から次にのびてくるランナーを大量のポットに受けていくのですが、角度や向きもバラバラなので、どこのポットに受けると次につながやすいか、さしずめパズルのような感覚です。これからどのようにランナーが伸びていくのか楽しみです。

役場の私のデスクには、先日購入したイチゴ関連の書籍が並びました。研修で経験・体験したことを知識として蓄積していくため、これらの書籍をしっかりと読み込みたいと思います。



ネコの飼い主のみなさまへ ネコは完全屋内飼育が基本です！

昔と今とでは、ペットの飼い方の常識も変わってきています。

昔はネコは外出自由な飼い方が当たり前でしたが、今では外に出さないで飼うことが基本です。

外に出してあげないとかわいそう？

ネコは、環境を整えてあげれば室内だけでストレスなく、快適に生活できる生き物です。

そればかりか、外にでるネコは、交通事故や病気になるリスクがとても高く、寿命は室内飼育の半分くらいといわれています。また、野生動物との接触から動物由来感染症を媒介したり、フン尿や物を壊すなどのご近所トラブルの原因にもなります。

大切なネコや飼い主自身の健康を守るためにも、ネコの屋内飼育にご協力をお願いします。

必ず不妊去勢手術をしましょう！

不妊去勢手術は一刻の猶予もありません。特にネコは、1年に3回出産できるので急速に増えてしまうことがあります。また、手術は動物のストレス軽減につながり、乳腺腫瘍、前立腺癌、子宮蓄膿症など病気の予防にもなります。

ネコを飼うときは、必ず不妊去勢手術をお願いします。手術に関する疑問などがありましたら、かかりつけ先の動物病院にご相談ください。

※飼いイヌ・飼いネコの不妊去勢手術には1件につき5,000円の助成があります。事前に、産業環境課へお問い合わせください。

お問い合わせ ● 産業環境課

スダチ収穫作業のマッチング事業を行います

今年も8月から佐那河内村の特産である「スダチ」の収穫が始まります。

しかしながら、近年、農家の高齢化などにより、なかなか収穫ができない農家が増えてきました。そこで、求人者（受け入れ農家）と求職者（労働者）を募集し、求人者と求職者を結びつけるマッチング事業を行います。この機会に、ぜひお申し込みください。

求人者（受け入れ農家）

- 具体的な勤務日・勤務時間・賃金・勤務内容などの勤務条件を明確にしてください。
- 求人者（受け入れ農家）の申し込み内容を求職者に公開し、求職者が求人者（受け入れ農家）を選ぶこととなります。
- 選ばれた農家は面接を行い、条件が合えば雇っていただくこととなります。

求職者（労働者）

- 作業内容** スダチの収穫
- 作業場所** 佐那河内村内
- 勤務条件** 期間は8月から9月末ころまでを想定しています。
具体的な勤務日・勤務時間・賃金・勤務内容などの勤務条件は、受け入れ農家により異なります。

募集期間 9月15日(金)まで募集しますが、お早めにお申し込みください。

申込方法 求人者・求職者とも所定の用紙でお申し込みください。用紙は佐那河内村ホームページもしくは産業環境課に用意してあります。不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

※注意事項 この事業によるマッチングは、求人者・求職者の応募状況などにより、すべてのご希望にそえない場合があります。

お問い合わせ・お申し込み ● 産業環境課

生ごみのおいに困っていませんか？ 竹パウダーコンポスト使い方講座の実施について

日 時：令和5年7月27日(木) 13:30～受付/14:00～開始

場 所：佐那河内村農業振興センター1階会議室

講 師：NPO法人竹林再生会議 代表理事 長池 奉成さん

※講習会参加者には、竹パウダーコンポストのお試し資材を無料で配布します。後日簡単なアンケートにご協力ください。数量に限りがありますので、参加をご希望の人はお電話でお申し込みください。

申込期間：7月25日(火)まで

◎竹パウダーコンポストとは？

竹を粉末にしたものに生ごみを混ぜこみ、堆肥に変えるコンポストです。コンパクトかつ、竹の消臭パワーで臭いの発生を抑えるため、雨のかららない風通しのよい場所（ベランダ・軒下など）で手軽に生ごみを処分することが可能です。

分解が終わった竹パウダーは、堆肥として野菜や花の栽培に活用できます。



お問い合わせ ● 産業環境課

事業者のみなさまへ 消費税インボイス制度等説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されます。

事業者のみなさまには、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

◆インボイス制度説明会（登録要否相談会） **要事前予約**

インボイス制度の概要を説明するほか、希望される人を対象に、登録の考え方や必要な情報などを個別に案内します。

開催日時	開催場所	定員	問い合わせ先
令和5年7月25日(火) ①10:00～11:00 ②14:00～15:00	徳島税務署 3階大会議室 (徳島市幸町三丁目54番地)	各回とも 40人	徳島税務署総務課 電話 622-4131 (代表)
令和5年8月29日(火) ①10:00～11:00 ②14:00～15:00	徳島税務署 3階大会議室 (徳島市幸町三丁目54番地)	各回とも 40人	
令和5年9月26日(火) ①10:00～11:00 ②14:00～15:00	徳島税務署 3階大会議室 (徳島市幸町三丁目54番地)	各回とも 40人	

※説明会の最後に共催団体よりインボイス制度関係の助成金などの説明を行います。

【インボイス制度等説明会にご参加いただく人へ】

- 会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に問い合わせ先まで申し込みをお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止または延期する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 説明会場の駐車場には限りがございます。ご来場の際には、乗り合わせや公共交通機関などをご利用ください。

※説明会開催日程などの最新情報は、高松国税局ホームページ内「税に関する情報」の「消費税のインボイス制度説明会に関するお知らせ」をご参照ください。



徳島税務署

【共催】 徳島税務署管内青色申告会連合会、(公社) 徳島法人会、徳島間税会



あなた自身が作成された遺言書を法務局が保管します (自筆証書遺言書保管制度)

法務局に遺言書を預けていただくことにより、大切な遺言書の紛失や改ざんを防止することができます。大切な財産をご家族などに確実に託す方法のひとつとして、本制度をご利用ください。

保管申請手数料は、3,900円です。家庭裁判所での検認が不要となります。手続きには予約が必要です。

遺言書保管申請の方法については、徳島地方法務局ホームページをご確認いただくか、徳島地方法務局供託課までお問い合わせください。

【徳島地方法務局ホームページ】

https://houmukyoku.moj.go.jp/tokushima/page000001_00065.html

【お問い合わせ先】

徳島地方法務局供託課（電話 622-4867）



シニアのみなさん！ 「介護助手」として活躍しませんか？

「介護助手」とは、介護施設で「清掃やシーツ交換、話し相手」など身体への負担が比較的少ない「介護の周辺業務」を担うお仕事です。「短時間勤務」「無資格」「未経験」でも参加いただけます。

- 対象：おおむね60歳以上（50代も可）
- 期間：雇用開始日から3か月間
（施設と相談後、継続雇用あり）
- 時給：855円～900円（各施設により賃金は異なります）
- 業務内容：各施設により異なります



参加方法など詳しくは、徳島県社会福祉協議会HPをご覧ください。
お問い合わせください。



お問い合わせ ● 徳島県社会福祉協議会 電話 625-2040

健康保険証をお使いのみなさまへ



「マイナンバーカード」を健康保険証としてぜひお使いください！

令和5年6月時点

●今後、健康保険証はどうなるの？

令和6年秋以降は新規の健康保険証は発行せず、マイナンバーカードと一本化されます。

●現行の健康保険証はいつまで使えるの？

令和6年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間(有効期限が令和7年秋より前に切れる場合はその有効期限まで)使用することができます。

●どんなことができるの？

①最適な医療が受けられる

医療機関などを受診する際に、過去に処方されたお薬の情報や特定健診の結果の提供に同意すると、医師・薬剤師からご自身の情報に基づく最適な医療が受けられるようになります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師・薬剤師に過去の情報を提供した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時などの医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

②転職や転居などによる保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

※なお、新しい保険者への加入手続きは必要です。(例えば、協会けんぽから国民健康保険へ加入する場合など。)

③手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

●マイナンバーカードをなくしたり、手元にない場合は？

令和6年秋以降は、マイナンバーカードを紛失・更新中の人やお手元にカードがない人などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。「資格確認書」を医療機関などの窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。



マイナンバーカードはこちらのポスターやステッカーを貼っている医療機関・薬局でご利用可能です！



←厚生労働省HPでもご利用可能な医療機関・薬局を公開しています。

もっと詳しく知りたい人はフリーダイヤルにお問い合わせください

お問い合わせ ● 健康福祉課 マイナンバー総合フリーダイヤル 電話：0120-95-0178

マイナンバーカードの 申請・受け取りは、お早めに！

1. マイナンバーカードの申請をしよう！

マイナンバーカードの申請は、次の3つの方法からお選びいただけます。

- ① スマートフォンやパソコンを使った申請
- ② 郵送での申請
- ③ 街中の証明写真機を使った申請

各申請方法の詳細については、右のQRコードよりご確認ください。

あなたに合った申請方法をお選びください。

※ 住民税務課窓口にて申請支援を行っています。

支援を希望する場合は、住民税務課までご相談ください。



↑詳しくはこちら

2. 受け取る日時を決めよう！

申請から1か月程度で、交付通知書がご自宅に届きます。

交付通知書がお手元に届いたら、住民税務課まで受け取りのご予約をお願いします。

※ 交付準備にかかる日数は時期によって変動があります。

3. マイナンバーカードを受け取ろう！

次の書類をご持参のうえ、申請者ご本人が住民税務課までお越しください。

- マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書(ハガキ)
- 本人確認書類
 - ① 1点で本人確認ができるもの
⇒ 運転免許証・旅券・身体障害者手帳・在留カードなど
 - ② 2点必要なもの
⇒ 健康保険証・年金手帳・医療費受給者証など
- 通知カード
- 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの人のみ)
- 個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票



※ 受け取りは原則本人のみ行えますが、やむを得ないと認められる場合にのみ
代理人の受け取りが可能です。代理人の受け取りをお考えの場合は、事前にご相談ください。

4. マイナンバーカードの受け取りは、お早めに！

令和5年9月末にマイナポイントの申し込み期限を控え、今後、マイナンバーカードのお受け取り窓口の混雑が予想されます。交付通知書が届きましたら、お早めにお受け取りください。

※ マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限：令和5年2月末まで

お問い合わせ ● 住民税務課

令和5年度 **がん検診および特定健診のお知らせ**

令和5年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。**受診をご希望される人は、事前予約が必要です。**各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

● **がん検診日程および場所**（集団健診）

検診日程	検診場所	受付時間
令和5年8月5日(土) 【申し込みは終了しました】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和5年9月2日(土) 【申し込み期限：8月10日(木)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和5年10月14日(土) 【申し込み期限：9月22日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和5年10月24日(火) 【申し込み期限：10月3日(火)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできません。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター ※子宮がん検診および骨密度検査は実施しないのでご注意ください。	8:30～11:00
令和5年11月11日(土) 【申し込み期限：10月20日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和5年12月20日(水) 【申し込み期限：11月29日(水)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできません。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター ※頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	8:30～11:00 子宮がん検診は 9:30～11:00

※ **8月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診は、毎月予約枠15人（先着順）で実施します。**なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,300円・腹部エコー検査：負担金5,500円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※ **10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,800円】ができます。**ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容および負担金（集団健診）

検診日程	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和5年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民 (65歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス 検査	①令和5年度において満40歳となる村民 (昭和58年4月1日～昭和59年3月31日生まれの人) ②平成14年度から令和4年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者 であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和4年度に受診された人は、令和6年度に 検診を受けてくださるようお願いします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和4年度に受診された人は、令和6年度に 検診を受けてくださるようお願いします。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月20日(水)の村内で行う検診では、歯科健診および口腔がん検診も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時に実施できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）において、令和5年6月1日(木)から令和6年2月29日(木)まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込み・お問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。令和4年度に胃内視鏡検診を受診された人は、令和6年度 に検診を受けてくださるようお願いします。ご了承ください。	4,100円

令和5年度 佐那河内村住民税非課税世帯等への 物価高騰対策給付金について

村では、エネルギー・食料品などの物価高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円を支給します。

支給対象となる世帯

①令和5年度住民税非課税世帯

令和5年7月1日に本村に住民登録があり、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割非課税である世帯。

②家計急変世帯

①に該当する世帯以外のうち、予期せず、令和5年1月以降の収入が減少し、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から9月までの任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下となる世帯。

※世帯全員が住民税課税者の扶養親族等となっている世帯、租税条約による免除を届け出している人を含む世帯は支給対象外です。

※住民税非課税世帯となる年間給与収入の目安

単身の場合：93万円以下、扶養親族1人の場合：137.8万円以下

手続きの流れ

①令和5年度住民税非課税世帯

対象と思われる世帯には、8月中旬以降、給付内容が書かれた確認書を順次送付する予定です。確認書に必要事項を記入し、本人確認書類の写しや振込先口座の確認書類の写しを添付のうえ、返送してください。

【提出期限】 令和5年11月10日(金)必着

【支給時期】 確認書が届き次第、内容を審査し、不備がなければ指定口座へ振り込みます。

②家計急変世帯

申請が必要です。申請書に必要事項を記入のうえ、収入額が確認できる書類などの必要書類とともに、役場へ郵送または直接提出してください。

申請書は、健康福祉課窓口ほか、ホームページからダウンロードできます。

【申請受付期間】 8月14日(月)から11月10日(金)必着

【支給時期】 申請書が届き次第、内容を審査し、不備がなければ指定口座へ振り込みます。

⚠️ 振り込め詐欺にご注意ください ⚠️

給付金の支給にあたり、ATM操作をお願いすることや、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

お問い合わせ ● 健康福祉課

児童扶養手当を受給しているみなさまへ

現況届

児童扶養手当の受給資格者は、**毎年8月1日から8月31日まで**に現況届を添付書類や証書とともに、提出する必要があります。

対象となる人には毎年7月下旬ごろにお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。この届出によって手当の受給資格があるかどうかを審査し、手当額の決定を行います。

届出がないと、手当を受けることができません。また、期限を過ぎて提出されますと手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

現況届を2年間続けて提出されない場合、手当を受ける資格がなくなってしまいます。

なお、一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年、現況届の際に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を証明書類とともに提出してください。

児童扶養手当とは

対象者

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または養育者が受給できます。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める障がいのある児童
- (4) 父または母は生死不明な児童
- (5) 父または母が1年以上遺棄している児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

なお、公的年金（例えば、老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受けている人（受けることができるようになった人も含みます。）については、年金の額に応じて、手当の額の一部が支給（額に応じてすべて支給停止の場合もあります。）されます。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

※上記の資格要件にあてはまる人は、健康福祉課まで申請をしてください。

児童扶養手当の額

手当の額は、請求者または配偶者および扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹など）の前年の所得（1月～6月の間に不備のない請求書を提出される場合は前々年の所得）によって決まります。

所得制限限度額以上の所得がある場合は、資格認定されても手当は支給されません。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

児童数	手 当 月 額	
	全部支給の人	一部支給の人
1人	44,140円	44,130円～10,410円
2人	10,420円加算	10,410円～5,210円加算
3人以上	1人につき 6,250円加算	1人につき 6,240円～3,130円加算

ひとり親を対象としたお仕事相談

ひとり親（児童扶養手当受給者）を対象として、ハローワークが仕事の出張相談を行います。児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひお越しください。



日時 8月3日(木) 10時30分～12時

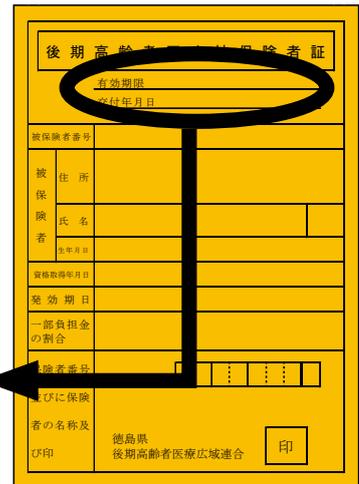
場所 佐那河内村役場 小会議室2

お問い合わせ ハローワーク徳島 電話 622-6332

お問い合わせ・申請先 ● 健康福祉課

後期高齢者医療制度からのお知らせ 8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている人には、有効期限が「令和5年7月31日」となっている緑色の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。7月中旬に健康福祉課から、**有効期限 令和6年7月31日**と記載された新しい被保険者証【オレンジ色】をお届けします。令和5年8月1日以降は古い被保険者証（緑色）は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。



※ご確認ください！

【有効期限】 新しい被保険者証の有効期限 **令和6年7月31日**

一部負担金の割合の判定方法について

▼1割負担となる人

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円未満」は1割	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他合計所得金額が320万円未満」は1割

▼2割負担となる人

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円以上」は2割	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他合計所得金額が320万円以上」は2割

▼3割負担となる人

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円以上は3割	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円以上は3割
補足①	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）
補足②	70歳以上75歳未満の人（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）	

後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの人へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、減額認定証）は、有効期限が「令和5年7月31日」となっています。

令和4年度の減額認定証をお持ちの人で令和5年度住民税非課税世帯の人には、7月末までに健康福祉課から、8月1日以降に使用可能な減額認定証をお届けします。更新申請書の提出は必

要ありません。

減額認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の人で、90日を超える入院（過去12か月）をされた人は、健康福祉課に申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。※申請が遅れた場合、減額される期間が少なくなりますので、該当になる人は速やかに申請してください。

後期高齢者医療 限度額適用認定証（ねずみ色）をお持ちの人へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」（以下、限度額認定証）は、有効期限が「令和5年7月31日」となっています。

令和4年度の限度額認定証をお持ちの人で、令和5年度も所得

区分が3割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当される人には、7月末までに健康福祉課から、8月1日以降に使用可能な限度額認定証をお届けします。更新申請書の提出は必要ありません。

臓器提供の意思表示にご協力ください

被保険者証の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供につ

いてよく考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けられるものではありません。

お問い合わせ ● 健康福祉課/徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 電話 677-3666

参加無料
どなたでも参加できます

知ってあんしん！

せいねんこうけんせいど
「成年後見制度のはなし」

～ 今から始めよう！将来への備え～

成年後見制度って？

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、ひとりで決めることに不安や心配がある人について、本人の財産や権利を守る援助者を選ぶことにより、本人を法的に保護し支援をする制度です。

成年後見制度について、制度のしくみや申し立ての手順など、事例を交えて分かりやすくお伝えします。

みなさんのご参加をお待ちしています！

制度を利用したいけど、
どのようにすればいいの？



成年後見制度って
聞いたことあるけど、
具体的には分
からない。

- 日 時** 8月24日(木) 14:00～16:00
場 所 役場 大会議室
講 師 特定非営利活動法人とくしま絆ネット
参加費 無料
申込期日 8月17日(木)
申込方法 健康福祉課窓口または電話にてお申し込みください。

お問い合わせ・お申し込み ● 健康福祉課

新型コロナワクチン 令和5年春開始接種について

新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化リスクの高い人（高齢者、基礎疾患を有する人など）を対象とした「令和5年春開始接種」について、村の接種会場で接種を希望される場合は7月までとなっています。接種を希望される人はお早めにご予約のうえ、接種を受けてください。

なお、すべての人を対象とした「令和5年秋開始接種」については詳細が決まり次第ご案内させていただきます。

対 象 者	初回接種（1・2回目接種）を完了し、前回接種から3か月以上経過した人で ①65歳以上の人 ②5～64歳で基礎疾患を有する人 ③医療従事者などの人		
接 種 費 用	無料		
実 施 期 間	令和5年5月～8月 ※村接種会場は7月までとなります。かかりつけ医や職域での接種は8月まで接種できる場合がありますので実施機関へお問い合わせください。		
使用ワクチン	ファイザー社製およびモデルナ社製のオミクロン株（BA. 1またはBA. 4-5）		
接 種 回 数	実施期間中に1人1回接種できます。		
接 種 方 法	指定医療機関での個別接種となります。※集団接種はありません。		
	指定医療機関名	住所	使用ワクチン
	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56-1	ファイザー
	たかはし内科	徳島市国府町観音寺227-1	ファイザー
	文化の森内科	徳島市八万町大坪180	ファイザー
協立病院	徳島市八万町寺山13-2	モデルナ	
<p>※1指定医療機関毎に接種日時を設けています。 ※2接種医療機関までの移動手段の確保が困難な高齢者などの人は、タクシーを無料で利用することができます。（接種医療機関までの往復に限ります。） ※1・2接種日時やタクシー利用の方法については、個別通知または村ホームページでご確認いただくか、健康福祉課までお問い合わせください。</p>			
接 種 予 約	<p>佐那河内村新型コロナウイルスワクチン予約・相談センターで、接種予約および予約変更を受け付けます。こちらで予約枠の空き状況をご確認いただき、ご予約のうえ、接種を受けてください。</p> <p>【接種予約・その他お問い合わせ先】</p> <p>佐那河内村新型コロナウイルスワクチン予約・相談センター 【電 話】 677-8800 【F A X】 622-6313 【w e b】 https://jump.mrso.jp/363219/</p>		
そ の 他	<p>○上記の接種対象者に該当しない人は今回の春開始接種実施期間中は接種できません。ただし、「令和5年秋開始接種（令和5年9月開始予定）」では、初回接種を完了した5歳以上のすべての人が接種対象となります。</p> <p>○対象者に該当する人で、未使用の接種券をお持ちの人は、その接種券をそのままご使用いただけます。紛失・破棄した人は接種券の再発行が必要です。再発行申請については健康福祉課までお問い合わせください。</p>		



お問い合わせ ● 健康福祉課

マダニが媒介する新しい感染症

SFTS（重症熱性血小板減少症候群）

早期発見、早期治療が大切!!



タカサゴキララマダニ

Q1 SFTSってどんな病気？

2011年に初めて特定されたSFTSウイルスに感染することによって引き起こされる病気で、6日～2週間の潜伏期を経て、**発熱、消化器症状**（食欲低下、嘔気、嘔吐、下痢、腹痛）をひき起こします。重症化すれば、死亡することもあります。

Q2 どのように感染するの？

SFTSウイルスを保有しているマダニに咬まれることにより感染します。

マダニの中でも、病原体を保有しているマダニは極めてまれですが、発症すると重症化するので十分気をつけましょう。この病気を媒介するマダニは、家ダニなどとは違う種類で、10mmほどの野山に生息しているマダニです。

Q3 どのように予防すればいいの？

マダニに刺咬されないことが重要です。草むらや山など、ダニが生息する場所に行く場合には、**長袖・長ズボン・長靴、手袋、首にタオルを巻く**など、**肌の露出をできるだけ少なく**することが大切です。虫除けスプレーも一定の忌避効果が得られます。ペットなどの身近な動物にも気をつけましょう。

屋外活動後は入浴し、マダニが付着していないか注意深く全身チェックしましょう。

Q4 もしマダニに刺されたらどうしたらいいの？

マダニ類の多くは、皮膚にしっかりと口器を突き刺し、数日間吸血します。無理に引き抜こうとすると、口器の一部が皮内に残ってしまうことがあるので、**医療機関で処置**してもらってください。刺咬された後**1～2週間は、発熱、嘔気、下痢などに注意し、症状があれば直ちに医療機関を受診**してください。

1～2週間、朝夕に体温を測り、熱が出たら直ぐに医療機関を受診しましょう。

徳島県医学・感染症専門員 馬原 文彦 先生監修

ヒトを刺咬しているマダニ

写真提供
馬原アカリ医学研究所

フタトゲチマダニ

拡大写真：
タカサゴキララマダニ

未吸血 飽血

吸血

▲吸血すると3～15ミリくらゐに膨れる

徳島県保健福祉部感染症対策課 予防・調査担当 電話 621-2227

さなごうち俳句 GOING SANAGOCHI

石南ひまわり句会

四月十七日 佐那河内村農振センター

桜蕊降る散らかつた子らの靴

山田 サキシロー

寝め言葉まともに受ける四月馬鹿

西尾 武義

花街道丸ごと高専右に見て

安喜 律子

花桃の八重咲き咲きぬ畑すみに

坂田 小夜

挿鉢に残る香りや木の芽和え

丸野 幸枝

天ぷらにヨモギ摘む子の小さき手

田口 寛子

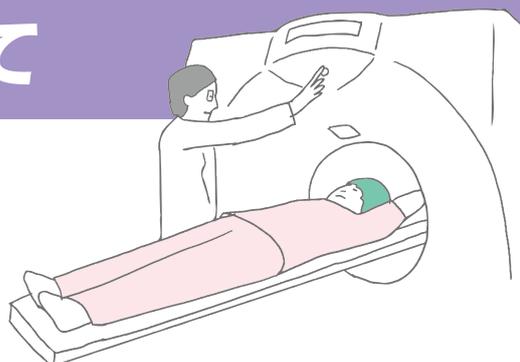
さえずりと光が包む春の朝

高橋 仁美

春の朝小鳥たち鳴く猫も寝る

山川 恵梨奈

国保脳ドックについて



国保脳ドック事業は、重症化しやすい脳および脳血管疾患の早期発見と予防を図ることを目的に、脳ドックを受診する被保険者の人へ、次の内容で助成を行っています。

対象者	村に住所を有する国民健康保険加入者で40歳から74歳までの人 (ただし、2年に1回の助成となります。令和4年度に助成された人は対象となりません。)
期間	令和5年7月1日(土)から令和5年12月中旬まで
受診場所	協立病院・田岡病院
負担金	3,000円
定員	全体で30人

※**脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。**同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

お問い合わせ ● 健康福祉課

佐那河内村地域包括支援センターだより

7
月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体と頭を動かして交流を楽しみましょう。みなさんの参加をお待ちしています。

教室名	日時	会場
いきいき体操教室	7月24日(月) 13:30~15:30	農振センター
健康料理教室	7月25日(火) 10:00~13:00	農振センター
脳若トレーニング教室	8月4日(金) 10:00~11:00	農振センター

日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■ 電話：679-3383 ■ 担当：佐々木・加藤・音井

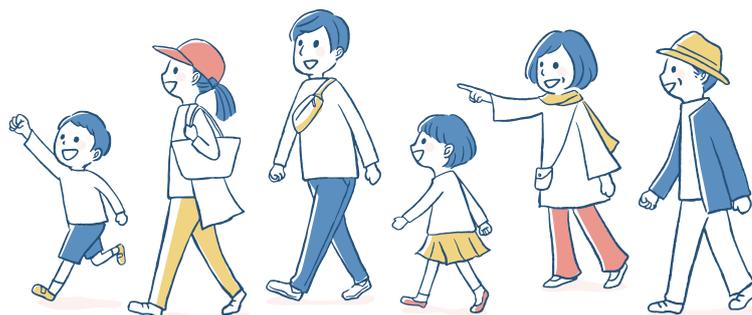
～からだやこころの健康を維持するために～ フレイル予防事業

夏の健康維持は、運動＋栄養＋社会参加で フレイル[※]予防×熱中症予防

- ★散歩やウォーキングは、暑さを避けて行いましょう。
- ★マスク着用時は、激しい運動は避けましょう。
- ★夏バテ予防にタンパク質(肉・魚・牛乳・大豆など)を摂取しよう。
- ★夏野菜も積極的に摂取しよう。
- ★喉が渴いていなくてもこまめに水分補給(1日1.2リットル程度)をしましょう。
- ★人との交流を大切に！グループ活動ではエアコン使用中でもこまめに換気をしましょう。
- ★電話やメールも上手に活用しましょう。



※フレイルとは、からだやこころの機能の低下によって、要介護に陥る危険性が高まっている状態のこと。



おいでよ！わんぱく広場

佐那河内保育所では、わんぱく広場を開催しています！

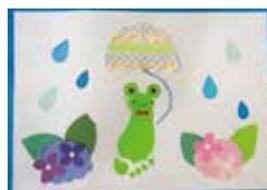
未入所児のお子さまと保護者が対象です。

毎週火曜日、水曜日、木曜日の午前10時から11時まで、園庭や遊戯室などを開放しています。

担当保育士による絵本の読み聞かせや手遊びなどもあります。

毎月1回、イベントも予定していますので、親子で楽しいひと時をお過ごしください。

※保育所行事がある日はご遠慮いただく場合があります。ご了承ください。詳しくは保育所までお問い合わせください。



令和4年度「さなごうち新ものがたり創出事業」事業実施報告

先月号で報告しました「さなごうち 次世代へ贈る、新しい光景・ものがたりの創出(さなごうち新ものがたり創出事業)」の事業実施内容について、今月号では、事業プランのうち、「シビックプライド(村人である誇り)の醸成」の一部について、実施した内容を詳しくお知らせします。

1 シンボルマークの制作、総合的なデザイン展開

令和4年3月にシンボルマークと、キャッチコピー「さち香る 風の谷」を制作しました。

このシンボルマークは、「さなごうち新ものがたり創出事業」でめざす、佐那河内村の歴史、文化、豊かな自然や質の高い農産品などの村の魅力や資産を、いま一度再認識し、洗練させ、次の世代に継承していく取り組みが必要と考える中で、村民のみならず地域資源を見直し、掘り起こし、最大限に活用することを基本に持続可能な村づくりを強力に推進するための旗印としています。

令和4年度ではふるさと納税の返礼品のパッケージや、公用車への掲示、村からの印刷物などについて活用しています。本年度以降、村からの封筒などのビジネスツールについても順次切り替えを行い、村の魅力を発信するための浸透を図ります。

また、シンボルマークにつきましては、佐那河内村の農産品や加工品、佐那河内村のイメージアップに寄与するさまざまな事業や運動の啓発のために使用することができますので、使用を希望される場合は企画政策課までお問い合わせください。



2 四季折々の景色や村独自の魅力を写真作品に残す

多くの人々に佐那河内村の写真に接してもらい、本村に興味を持ってもらえるよう、県内在住のフォトグラファー、米津光(あきら)氏を起用し、1年を通して村のイメージとなるような四季折々の景色を撮影しました。

撮影した写真作品につきましては、広報さなごうちの表紙に掲載しています。また、撮影した写真を活用し、村の地域資源を見直し、掘り起こし、最大限に活用することを考える村の取り組みや姿勢を一元的に発信していくためのコンセプトブックを作成し、会議の際に配布しています。

今後、村の魅力を伝えられるように、「さなごうちFAN SHOP」へのミニサイズのコンセプトブックの配布や、役場庁舎での作品の展示など、できるだけ多くの方に見てもらえるような機会を設けたいと考えています。

ほか、今回の事業を通じて、佐那河内村の景色や魅力を残していくための人材の育成を図ります。



山根玉峰先生作品展

「二」から見い出した書の魅力



令和5年

8/9 水曜 — 9/1 金曜 (土日祝日は閉庁)

入場無料

9:00~17:00

佐那河内村役場 村民ホール・多目的スペース

8/10 木曜 13:30~

談話:「山根玉峰先生との思い出」山本聖峰さん(玉峰会会員)



お問い合わせ
佐那河内村企画政策課

〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地
TEL:088-679-2973 FAX:088-679-2125 <https://www.vill.sanagochi.lg.jp>

阿波学会結団式のお知らせ

阿波学会による総合学術調査が平成13年度以来22年ぶりに、令和5・6年度の2年間村内全域で実施されます。その調査団の結団式を次の日程で行います。参加費は無料です。ぜひご参加ください。

日時：8月5日(土) 午後1時～3時

場所：佐那河内小中学校多目的ホール

内容：①各班による調査テーマ報告（地質班・植物相班・地方史班・民俗班ほか）

②記念講演 「佐那河内村の歴史余話—資料紹介を兼ねて—」

講師：石尾和仁 佐那河内村学芸監

※駐車場は、小中学校職員用駐車場、または役場旧庁舎南側駐車場をご利用ください。

また、「ぜひこのテーマで調査をしてほしい」というご希望がありましたら、企画政策課までお知らせください。



村立図書館からのお知らせ

●庁舎内図書コーナーの本の移動について

山根玉峰先生作品展の開催に伴い、8月4日から9月1日の間、多目的スペースに設置している図書コーナーの本を庁舎1階と2階に分けて移動します。本の貸し出しは引き続き行いますので、ご利用の際は教育委員会までお越しください。

本の移動場所については、ご遠慮なくお問い合わせください。また、7月下旬に村ホームページでもお知らせします。

●横断検索（とくしまネットワーク図書館システム）について

徳島県立図書館ホームページ内にある横断検索システムに対応しました。横断検索ページ内の「徳島県立図書館」と「佐那河内村立図書館」にチェックを入れることで、県立図書館と村立図書館の蔵書を一度に探すことができます。本をお探しの際はぜひご利用ください。



▲徳島県立図書館ホームページ



▲横断検索はこちら

佐那河内村立図書館（農振センター3階）

■ 開館時間 / 平日 9:00～12:00 13:00～17:00 ■ 閉館日 / 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） ■ お問い合わせ 教育委員会

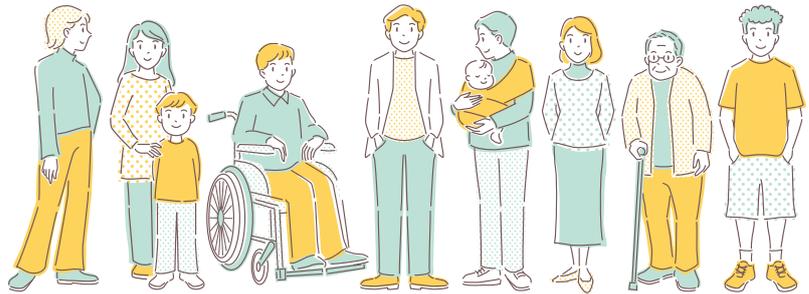
多様性(ダイバーシティ)を尊重する社会へ

「ダイバーシティ」という言葉を聞いたことがありますか。この言葉は「多様性」を意味しています。

最近では、6月にLGBT法案の修正案が可決されるなど、テレビやインターネットなどで、性的少数派を表すLGBTQ+(エルジービーティーキュープラス)や、性的指向や性自認を意味するSOGI(ソジ)など、性の多様性に関する言葉を目や耳にする機会が増えてきています。

人は、それぞれ国籍・性別・価値観・経歴・身体・心など他者とのさまざまなちがいを持っていて、すべて同じである人は一人としていません。その中で、ちがいを認め合いながら生活をしています。

ちがいを「おかしい」や「まちがっている」とマイナスに捉えて排除するのではなく、多様性や個性として受け入れて認め合い、誰もが安心して生活できる社会を築いていきたいと思います。



佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

第48回 ふるさとづくり納涼夏まつり

ふるさとづくり納涼夏まつりを4年ぶりに開催します！中央ステージでは、ブラジル伝統のサンバを踊る「徳島サンバラボ」や、沖縄出身のバンド「ジャアバーボンス」などの出演を予定しています。

また、今年の花火は火車やスターメインなどの仕掛け花火を加えて、見応えのある内容になっていますのでお楽しみいただけます。みなさまのお越しをお待ちしています。

日時 令和5年8月13日(日) 17:00～

場所 佐那河内村中央運動公園

詳細は村ホームページで、随時更新します。

ふるさとづくり納涼夏まつり実行委員会事務局
(佐那河内村教育委員会内) 電話 679-2817



□ 令和5年度佐那河内村老人クラブ連合会定期総会、芸能発表会

5月30日(火)村民体育館にて、令和5年度佐那河内村老人クラブ連合会定期総会、芸能発表会が開催されました。

当日はあいにくの大雨にもかかわらず、会員約100人が参加されました。

総会終了後には、「認知症について学ぼう～生き生き笑顔で過ごすために～」健祥会学園 西山恵子さんによる講演会があり、認知症の人に生じやすい症状や、認知症の人との接し方やコミュニケーションの方法などについて教えていただきました。

午後からの芸能発表会では、カラオケ、コーラス、日本舞踊を各老人クラブと芸能部のみなさんが、日頃の練習の成果をステージで熱唱、熱演しました。

3年ぶりの開催でもあり、会場は大きな歓声と拍手につつまれ盛況の内に終了しました。



□ 老人クラブ連合会 ニュースポーツ部発足 【部員募集中】

令和5年度佐那河内村老人クラブ連合会定期総会にて、ニュースポーツ部が部として承認されたことから、6月13日(火)に多目的地域交流施設において老人クラブ連合会ニュースポーツ部の発足式が行われました。

小谷洋二老人会長より、ニュースポーツはレクリエーション性が高く、フレイル予防の効果が高いことを、中河重一ニュースポーツ部長はこれからの活動について、健康増進のため競うことよりも楽しむことを主とした活動を行いたいとのあいさつがありました。

式の終了後、部員はカーリンコンを楽しみました。

現在の部員は27人です。ニュースポーツ部では部員を募集しています。興味のある人は、老人クラブ連合会に入会して、一緒にニュースポーツを楽しみましょう。



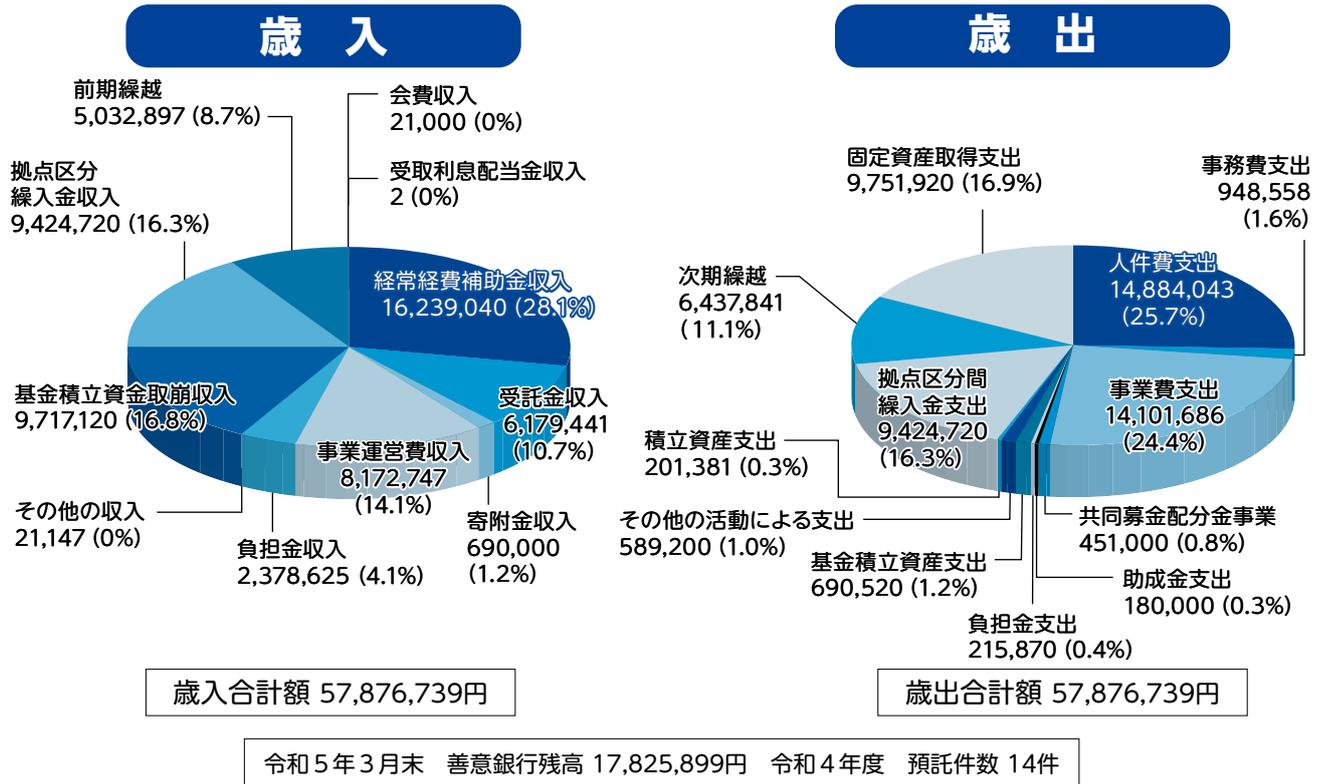
□ 喜楽会 あじさいの下草刈りをしました

喜楽会では、8年前から幸田地区の国道438号脇にあじさいの苗木を植栽し育てています。今年も喜楽会では、6月5日(月)に16人の会員が参集し下草刈りを行いました。

小さかった苗木も8年の時を経て、今年も見事な花を咲かせています。



令和4年度 佐那河内村社会福祉協議会 一般会計決算



歳出

事業費14,101,686円は次のような事業に使われています。

◎地域福祉を推進するための事業

- 心配ごと相談に関する事業
開設日 第2月曜日(祝日は次の日)
- 会食サービス事業(年10回 一人暮らし対象)
- 生活福祉資金に関する事業
- 年賀状の配布
小中学生がひとり暮らし高齢者のみなさまへ毎年賀状を送っています。
- 訪問サービス事業
- 配食サービス事業
- 熱中症計の貸与
- 乳児おむつ助成事業
- 紙おむつ支給事業
- 単身高齢者訪問事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 障がい者社会参加事業
障がい者が交流し、創作する楽しみ、親睦を深めるために創作教室を実施
- ボランティア推進
- 日常生活自立支援事業
- 学童保育
登録児童数 54人
延べ児童数 6,977人 開設日数265日/年間
- シルバー人材センター事業
会員への配分金(7,352,941円)

献血車がまいります

- 日時 令和5年7月25日(火)

採血場所	献血時間
農業総合振興センター	12:30~14:00
佐那河内村役場	15:00~16:30



☆全血車(400ml 献血のみの受け付けとなります)

- ♪ 献血に使用する器材は全て使い捨てです。病気などの感染の恐れは全くありません。
- ♪ より安全な献血のために、受け付け時に確認できるもの(免許証・保険証など)の提示をお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

善意銀行だより

- 吉野 善積様 金一封
- 東條 頼之様 金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域社会福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

駐在所だより

警察官B（男性・女性）採用募集のお知らせ

【受験資格】 18歳から36歳までの人

※四年生大学などを卒業または卒業見込みの人を除く ※年齢は採用時点

【受付期間】 8月3日(木)～24日(木) 【第1次試験日】 10月15日(日)

※警察事務職員の募集も実施していますので、詳細が必要な人は徳島県警察本部警務部警務課人事係（電話 621-2953）まで、お問い合わせください。

特殊詐欺被害にご注意を!!

先月徳島市内において、「**県警本部の特殊詐欺防止センター**」をかたる女性から「**あなたの預貯金口座から現金が引き出されている。キャッシュカードを確認する。**」などとウソの電話がかかり、自宅に来た警察官をかたる男性に、巧みに**キャッシュカード**や**暗証番号のメモ**が盗まれ、現金178万円がだまし取られる事件が発生しています。

不審な電話や通知があれば、すぐに警察にご相談ください。

水の事故にご注意を!!

佐那河内小中学校・保育所のみなさんへ

これから楽しい夏休みがはじまります。

川や池の近くで遊ぶときは必ず保護者の人と
いっしょに行きましょう。

▶小中学校での薬物防止グッズ配布活動
県薬物防止対策員 日下早苗さん

佐那河内村の地域の安全を守る会



何かご用件のある人はお気軽にお声をお掛けください。
駐在所（電話679-2110）へのご連絡をお待ちしています。

緊急の場合は110番通報を!



第88回

読み合い朗読会

「伝えたい村の話」佐那河内村史から

- 明治後期と大正、昭和初期の農業労働をお伝えしましょう。その頃の農民は、怠けや贅沢を戒めて勤勉でした。農耕の余暇をみて、縄の製造や製炭。ワラ細工に裁縫などをしたのです。例えば7月の頃は、4時に朝食をして作業に着手。10時に1回目の昼食をして、3時に2回目の昼食。9時に夕食でした。暑い日盛りには家の中で副業に精を出し、秋の夜長には臼で粳摺りをして、冬はワラ細工に励み深夜1時2時にもなりました。貧富・老若・男女の別なくみなが働き、平均すると15時間を下らなかったようです。その上、村の貯金の奨励に村民ほとんどが貯蓄をしていました。しかし第一次世界大戦後の大不況に、この貯蓄が役に立ったのでした。
- 戦後まもない農耕の話を書きました。まだ若輩であっても牛を使って田んぼを耕した。その頃は黒牛で、ともに生活して世話したから、野良に行くのが分かるのか寝ていても起きてきて一緒に出掛けていった。ただ一通りの作業が済むと、それ以上はしたくない素振りをするのだ

- とか。雌牛なので種付けをして仔牛が出来ると、その仔牛に6か月頃から耕作を教え込み、母牛は売りに出した。
- さて、村の年中行事をお知らせします。寺尾改善センターにて「御神踊り」（オンガミオドリ）があります。8月10日ころ。小太鼓を叩いて音頭が入りみなで踊ります。五穀豊穰、豊年祈願、そして感謝でしょうか。次世代の人への継承を願っているそうです。ぜひ若い人の参加をお待ちしています。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

【次の開催】 第89回 8月7日(月) 19:30～20:30

場 所：役場 多目的スペース
お問い合わせ：鈴木（090-2156-7935）

（古いけれど新しい感動の本です。ぜひ一緒に読みましょう。）

登録団体紹介

日本拳法 緑風館

活動日時：火曜 19：00～
土曜 18：00～
場 所：高樋保健センター



【PR】

拳法を通じ技術はもちろん礼儀や作法などを学び、心身ともに優れた若者の育成に力を入れています。現在、下は4歳から上は40代の選手が日々ともに汗を流しています。また他道場から優秀な指導者を招くなどの交流もはかり、選手の技術向上をめざして活動しています。

日本拳法 緑風館では、小さな村から日本一の選手を輩出することを目標としてがんばっています。

注目選手紹介

日本拳法 緑風館
佐那河内小学校6年

中一 子龍 さん (12)

【主な成績】

徳島県小学5年生の部1位
全日本少年大会6年ベスト8



選手としての特徴は、恵まれた体格を武器にのびのあるパンチや蹴りで前に出る拳法。

現在は少年部の主将として子どもたちを引っ張っています。9月に行われる総合選手権では、日本一をめざしてがんばっています。

みなさんの声を募集しています

新型コロナウイルス感染症も5類に移行され、活動やイベントなども以前の状態に戻りつつあります。さなごうちスポーツクラブでも以前のように、たくさんの方が参加していただけるような事業や取り組みを積極的に行っていきたいと考えています。そこで「こんなスポーツをしてみたい」「こんな教室をひらいてほしい」など、みなさまのお声を聞かせてほしいと思っています。まずはお気軽に事務局または役員などにご連絡ください。

8月 教室カレンダー

村民体育館

 卓球
19:30~21:00

 バドミントン※
20:00~22:00

●参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申し込み・スポーツ保険加入の手続きをしてください。●日程は変更する場合があります。●状況により会場を変更する場合があります。

【お問い合わせ】 さなごうちスポーツクラブ事務局
電話 050-2024-5825

中央運動公園グラウンド

 サッカー・フットサル
18:30~20:30

※印の種目は活動費が必要です。

状況により中止になる可能性があります。

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 	3	4 	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16 	17	18 	19
20	21	22	23	24	25 	26
27	28	29	30	31		



新家夏マルシェを開催します！

令和5年7月22日(土)の10:00～15:00まで新家にて夏のマルシェを開催します！今回は子ども夏祭りコーナー、ビール販売抽選コーナーを設けました！ビール1ケースを購入された人には抽選1回、素敵な景品をプレゼントします！（限定15ケース）

美味しい、楽しいが大集合！みなさまのご来場お待ちしております。



新しい商品の販売を始めました！

新家内のお酒コーナーでは、松山油脂(株)商品の金賞を受賞した柑橘リキュール柚子25%、柑橘リキュール柚子6%、柑橘コーディアル柚子の販売を始めました！

リキュール、コーディアルの美味しい飲み方のパンフレットを置いてありますので、ぜひ味をお試しください！



情報ボックス

月	日	曜日	行事名	場 所	時 間	備 考
7月	18日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	24日	月	粗大ごみの収集 (家電6品目、畳・布団類)	追上駐車場	15:00～19:00	
			いきいき体操教室 対象：医師から運動制限を受けていない人	農振センター 1F 大会議室	13:30～15:30	【持参物】 運動しやすい服装、水筒など
	25日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
			健康料理教室 対象：健康づくりに関心のある人	農振センター 1F 大会議室 (ほか)	10:00～13:00 (予定)	【持参物】 材料費200円、お米1合、エプロン、三角巾、マスク
			移動献血事業	農振センター	12:30～14:00	
移動献血事業			村役場	15:00～16:30		
30日	日	全村道路愛護会（基準日） 【振替可能日】7月16日、7月23日、 8月6日のいずれかの日曜日	村内全域	8:00～		
8月	1日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	2日	水	粗大ごみの収集 (木製品・プラスチック類・家電・金属・ガラス・陶器など)	追上駐車場	16:00～19:00	
	3日	木	粗大ごみの収集 (木製品・プラスチック類・家電・金属・ガラス・陶器など)	追上駐車場	8:30～11:00	
	4日	金	脳若トレーニング教室 対象：65歳以上の人	農振センター 1F 大会議室	10:00～11:00	
	7日	月	心配ごと相談・行政相談・人権擁護相談	村役場	9:00～12:00	
	8日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	15日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	

人のうごき (敬称略)

個人情報に関する内容のため削除しています

住民基本台帳登録数

令和5年6月末現在

[人 口] 2,166人 (－2)

[男] 1,052人 (－2)

[女] 1,114人 (0)

[世帯数] 947 (0)

※() 前月比



＊エクステリア工事
カーポート・門扉・駐車場
フェンスアルミ製品一式
＊土木工事、建築基礎、左官

イタリアisoplam社の【マイクロオーバーレイ】
認定施工店です。

有害化学物質非含有の【リポール式防水】
改修やリフォームに。安心、安全な防水材料

100%自然素材塗り壁材【深呼吸】

抗菌・有害物質分解・調湿・消臭などの優れた効果

アトピー、喘息、化学物質過敏症でお悩みの方



株)岡本組

okamoto.gumi

佐那河内村 岡本組

(株)岡本組
佐那河内村上字宮前42-13
☎679-3660/FAX679-3661

土木工事経験者の方歓迎!!

現場作業員募集

建築一式工事・土木一式工事

(有)東建設

☎679-2119 IP5793 佐那河内村上字宮前 50

★お電話の上、履歴書(写貼)をご持参ください。詳細は面談にて



企業・個人事業者のみなさま

令和5年度 広報さなごうち・HPの

広告主募集中



編集後記

7月に入り、本格的な夏になりました。
夏といえば、夏祭りや花火などさまざまなイベントがあり、かけがえのない思い出になる季節だ
と思います。

村民のみなさん、体調に気を付けて夏を満喫し
てください！(柏)

日本瓦・洋風瓦・各種瓦、屋根工事施工
屋根・瓦の事ならお任せ下さい

山田瓦工業

TEL. 088-679-3289

健康づくりの会(食生活改善推進委員)のおすすめレシピ

No.148 から揚げチキンのねぎソースかけ



材料(4人分)

鶏もも肉……	300g	【薬味】	
塩……………	小 1/6	にんにく……	4g
こしょう……	少々	ねぎ……………	5g
片栗粉………	16g	生姜……………	4g
揚げ油………	適量	【A】	
大根……………	60g	酢……………	大3 1/2
人参……………	40g	ごま油…………	大1
セロリ…………	40g	薄口醤油……	大1 1/3
リンゴ…………	60g	塩……………	小 1/3
		こしょう……	少々

作り方

- ①鶏肉は、筋を切るように浅く切り込みを入れ、1切れ 20～30gに切り、塩・こしょうをし、片栗粉を薄くまぶす。
- ②大根・人参・セロリは、薄い短冊切り、リンゴはいちょう切りにする。
- ③薬味は、みじん切りにし、Aの調味料と合わせる。
- ④鶏肉をカリッと揚げ、皿に②の野菜を敷き、揚げたての鶏肉をのせ、③をかける。

ポイント

②の野菜は、かたいと感じる場合は千切りにしましょう。

栄養成分	エネルギー	225kcal	たんぱく質	14.8g
	脂質	14.0g	炭水化物	8.3g
	塩分	1.7g		

各課直通
電話番号

総務課	679-2113	産業環境課	679-2115	議会事務局	679-2152
健康福祉課	679-2971	企画政策課	679-2973	住民税務課	679-2114
保育所	679-2217	建設課	679-2970	教育委員会	679-2817
消防センター	679-2136	救急要請	679-3999		

IP電話番号	村役場代表	5000～5004
	議会事務局	5005
	教育委員会	5006